

館山市「ジビエ加工処理施設」整備事業

募集要項

令和3年2月1日

千葉県 館山市

館山市（以下、「市」という）は、『館山市「ジビエ加工処理施設」整備事業』（以下、「本事業」という）について、民間ノウハウの活用を図るため、DBO方式（Design Build Operate）により本事業を実施するにあたり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定する。

そのため、本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という）の選定を行うにあたって、募集方法等を定めた募集要項を作成し配布するものである。

また、サービス水準を定めた要求水準書も同時に配布しているため、応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

令和3年2月1日 館山市長 金丸 謙一

目次

1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
2	選定事業者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	選定事業者の選定に係る基本的な考え方	9
(2)	選定の方法	9
(3)	審査の方法	9
(4)	選定事業者の選定スケジュール	9
(5)	選定事業者の選定	10
(6)	提出書類	10
(7)	応募者の参加資格要件	11
(8)	募集要項等に関する質問受付及び回答	13
(9)	資料の閲覧	14
3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
(1)	予想されるリスクと責任分担	17
(2)	事業の実施状況の監視（モニタリング）	17
4	事業対象施設等に関する事項	18
(1)	事業対象施設の概要	18
(2)	施設整備の概要	21
5	事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	22
(2)	管轄裁判所の指定	22
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
(1)	選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	22
(2)	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	22
7	法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項	22
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	22
(2)	財務上及び金融上の支援に関する事項	22
(3)	その他の支援に関する事項	22
8	その他	23
(1)	問合せ、書類提出窓口	23

1 事業内容に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

事業名称

館山市「ジビエ加工処理施設」整備事業

公共施設等の種類

獣肉加工処理施設

設置場所

千葉県館山市西長田1163-5 外

公共施設等の管理者

館山市長 金丸 謙一

事業の目的

- ・市では、地域の豊富な食資源を活用して、農水産業をはじめとした地域産業の振興等を主な目的として進めている「食のまちづくり」において、現在、その中核となる「食のまちづくり拠点施設」の整備を進めている。
この「食のまちづくり拠点施設」整備の一環として、前澤友作館山応援基金を活用して、「ジビエ加工処理施設」の整備を行う。食のまちづくり拠点施設と連携し、有害鳥獣対策として捕獲したイノシシやシカなど(以下「イノシシ等」という。)の有効活用により、食のまちづくり拠点施設や飲食店等へのジビエを供給し、館山産ジビエのブランド化を図るとともに、食のまちづくり拠点施設の魅力アップや他の道の駅施設との差別化を図ることで、農業をはじめ商工業や観光産業などの地域産業の振興につなげる。
- ・ジビエ加工処理施設は、館山市西長田の「旧収集管理センター」の建屋の一部を改修して整備することとし、施設の稼働開始は令和3年の11月頃を予定。食のまちづくり拠点施設よりも早く稼働させ、食のまちづくり拠点施設の稼働(令和5年度中を予定)までにブランド力向上と安定供給を図る。
- ・昨今のイノシシ等を中心とした有害鳥獣対策が重要さを増す中、食のまちづくりと有害鳥獣対策を複合的に推進することで、有害鳥獣対策の環境整備の強化を図る。

事業のコンセプト

ジビエ加工処理施設は、市が「食のまちづくり」を進める中で、有害鳥獣として捕獲されたイノシシ等を有効活用し、食のまちづくり拠点施設をはじめ地域内外の飲食店等に良質のジビエを供給し、地場産ジビエのブランド化を図り、地域産業の振興につなげることを主な目的とするが、捕獲者のジビエに対する知識や技術、消費者におけるジビエに対する認知や意義、飲食店等における活用促進など、ジビエの推進においては、多くの課題や問題点が存在する。

そこで、ジビエ加工処理施設においては、民間事業者の専門的なノウハウやアイデアを活用し、地場産ジビエのブランド化を図り、地域産業の振興につなげるとともに、単なる食肉加工処理施設という位置付けではなく、ジビエの担い手の育成など長期的な視点で、捕獲から供給まで総合的にジビエを推進する施設と位置付け、(仮称)「たてやまジビエセンター」として整備・運営を行う。



(仮称)「たてやまジビエセンター」に求める機能・役割

食のまちづくり拠点施設や地域内外の飲食店等に良質のジビエを安定的に供給し、飲食や加工などの活用を促進

地場産ジビエのブランドカアップや特産品化

イノシシ等捕獲者やジビエ加工技術者などの知識や技術の習得支援などジビエ担い手の育成

猟友会や対策協議会など地域と密接に連携し、有害鳥獣対策と複合的にジビエ活用を推進

有害鳥獣の現状やイノシシ等を有効活用する意義など、消費者等のジビエに対する理解促進や見える化

ジビエイベントや狩猟体験ツアーなど、観光面においてのイノシシ等の捕獲やジビエ活用など多様な取組みを推進

大学等専門機関における研究活動等との連携など

市内や近隣の他の地域で取り組まれているジビエ活用事業者と連携し、加工や飲食メニューでの活用促進やフェア、キャンペーンなどの実施

事業概要

(ア) 事業方式

本事業は、ジビエに関する専門的な知識やノウハウを十分に生かし、長期的な視点で地域産業の振興に貢献することが望まれることから、選定事業者が公共の資金で本施設的设计・建設から運営・維持管理までを包括的に行う DBO 方式 (Design Build Operate) により実施する。

なお、施設整備については、館山市西長田にある市の未利用施設である「旧収集管理センター」の建屋の一部を改修して、ジビエ加工処理施設を整備するものである。

また、本施設は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の規定による公の施設とし、選定された選定事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

(イ) 業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。業務範囲の詳細については、要求水準書に示す。

< 業務範囲 >

() 設計業務

事前調査

工事の設計及び必要な調査、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に基づく食肉処理業等の営業許可申請、その他の必要となる申請や届出等
設計に伴う近隣対応 等

() 建設工事業務

建設工事 (工事及び必要な調査、申請、届出等)

工事に伴う近隣対応 等

() 工事監理業務

工事監理

() 設備機器・什器・備品等調達設置業務

設備機器・什器・備品等の選定

設備機器・什器・備品等の設置

設備機器・什器・備品等の費用負担区分については要求水準書を参照のこと。

() 維持管理業務

建築物の保守管理

設備機器の保守管理

什器・備品等の保守管理

施設の衛生管理業務

清掃業務（日常及び定期の清掃等）

修繕・更新

修繕・更新における費用負担区分については要求水準書を参照のこと。

() 運営業務

開業準備

ジビエ加工処理施設の運営における総務、経理、広報等に関すること

捕獲されたイノシシ等の受入から解体、枝肉・精肉処理を行う業務

・捕獲者から引き取り加工処理すること

・捕獲者が解体する場合における監督・指導に関すること

・捕獲者の依頼により解体等の代行を行うこと

地域内外の飲食店等にジビエを供給し販売を行う業務

ジビエのブランド化等に関すること

捕獲者やジビエ加工処理技術者などジビエの担い手の育成等に関すること

その他ジビエ加工処理施設の目的を達成するために必要な業務

地域振興につながる農業振興や観光振興等に関する事業（自由提案）

(ウ) 選定事業者の収入に関する事項

本事業における選定事業者の収入は以下のとおりである。

() 本事業実施に伴う設計業務、建設工事業務及び工事監理業務

市は、選定事業者が実施する本事業実施に伴う設計業務、建設工事業務及び工事監理業務に係る対価について、事業契約に定める額を支払うものとし、これらに係る市の財政負担は、1千2百万円（消費税及び地方消費税含む）()を上限とし、事業費は選定事業者の提案によるものとする。

ただし、本事業の実施に伴う設備機器・什器・備品等調達設置業務については、選定事業者の負担により行うものとする。設備機器・什器・備品等の費用負担区分については要求水準書を参照のこと。

() 維持管理業務及び運営業務

市は、選定事業者が実施する維持管理業務及び運営業務に係る対価について、

事業期間終了までの間、指定管理料として、事業契約に定める額を支払う。

なお、選定事業者が本事業の収益のみで事業運営が可能と提案する場合、市の財政負担の縮減及びより活発な地域経済の創出に寄与すると考えるため、そのように提案することを妨げない。

また、指定管理料は、収益事業にならない公益的な業務に係る維持管理運営費用に対して支払うものであり、年額 125 万円（消費税及び地方消費税含む）（ ）を上限とし、指定管理料は選定事業者の提案によるものとする。詳細については要求水準書を参照のこと。

市の財政負担に係る予算については、市議会の議決をもって決定する。

なお、契約締結に至らなかった場合においても、市は、損害賠償の責を負わない。

指定管理料については、事業期間が長期間に及ぶため、消費税及び地方消費税の税率改正がなされた場合、上限額を変動するものとする。

（ ）その他

施設の利用料や解体処理代行手数料、ジビエの供給販売に係る収入は、選定事業者の収入とすることができる。

（エ）納入金について

本事業では、納入金として、契約期間中、年間売上額又は年間営業利益の一部を毎年度、選定事業者から徴収する。その計算方法は、選定事業者からの提案に基づき、市と協議し決定するものとする。

（オ）区分経理

選定事業者は、施設の維持管理及び運営業務に係る収入・支出について専用口座を設け管理するなど、会計帳簿を明確化するものとする。

（カ）事業期間

本事業の事業期間は、市と選定事業者との間で締結する事業実施に関する契約締結日から令和 18 年(西暦 2036 年)3 月 31 日までの期間(供用開始後概ね 15 年を予定)とする。

(キ) 事業スケジュール

事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

事業内容	スケジュール
優先交渉権者の選定	令和3年5月
基本協定の締結	令和3年5月
基本契約、施設整備事業契約の締結	令和3年6月
設計・建築工事・工事監理	令和3年6月～10月
指定管理協定の締結	令和3年10月
供用開始	令和3年11月
維持管理・運営業務	令和3年11月～令和18年3月

(ク) 事業期間終了時の処置

選定事業者は、事業期間中の維持管理・運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

契約の形態等について

(ア) 契約の形態について

市は、本事業について選定事業者にジビエ加工処理施設の設計・建築工事・工事監理及び維持管理・運営業務を包括的に発注するため、事業者選定の後、選定事業者と「基本協定」を締結する。

その後、選定事業者と本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結し、これに基づき、施設整備契約（以下「施設整備契約」という。）を締結する。

その後、選定事業者を指定管理者に指定した後、指定管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）を締結する。

なお、指定管理者の指定は館山市議会の議決が必要となる。

(イ) 協定の見直しについて

指定管理協定については、イノシシ等の捕獲状況の変化など選定事業者の責めに帰さない事由により、ジビエ加工処理施設の運営に大きな影響が予測される場合には、市と選定事業者の協議により、運営業務の内容など指定管理に関する協定を見直すことができるものとする。

事業に必要とされる根拠法令等

本事業を実施するにあたり、選定事業者は関連する最新の各種法令（施行令、施行規則等を含む）条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。

2 選定事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 選定事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、ジビエに関する専門的な民間事業者のノウハウを活かし、ジビエ加工処理施設としての役割を効率的、効果的に果たすことを求める。よって、提案されるジビエ加工処理施設としての機能、市の財政負担、民間事業者の施設整備や維持管理運営能力、運営業務の公益性や事業性などを総合的に評価することとする。

(2) 選定の方法

競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(3) 審査の方法

審査は、別添「審査基準書」に基づき、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

資格審査

応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

提案審査

資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。提案書類に基づいたプレゼンテーション審査を実施し、提案内容を総合的に評価した上で、選定事業者を選定する。

(4) 選定事業者の選定スケジュール

選定事業者の選定スケジュールは以下のとおりである

実施事項	日程
募集要項等の公表	令和3年2月1日
質問書の提出期間	令和3年2月15日～2月26日
質問書の回答	令和3年3月上旬(予定)
参加表明書・資格審査書類の提出期限	令和3年3月5日
資格審査結果の通知	令和3年3月中旬(予定)
企画提案書の提出期限	令和3年4月14日
企画提案審査会(プレゼンテーション)	令和3年4月下旬(予定)
選定結果の通知	令和3年5月中旬(予定)

(5) 選定事業者の選定

選定委員会の設置

選定事業者の選定に際しては、有識者等の外部委員と市の職員により構成される『館山市「ジビエ加工処理施設」整備事業に係る事業者選定委員会』(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会は、提案審査において、提案内容、提案価格等を総合的に審査し、審査結果を館山市長に報告する。

館山市長は、選定委員会からの報告をもとに選定事業者を選定する。

なお、審査の過程において、必要に応じて選定委員会によるヒアリング、実地調査等を実施することがある。

選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない又はいずれの応募者もジビエ加工処理施設としての役割を担えないことや多大な財政負担を生ずる等の理由により、本事業を実施することが妥当でないと判断した場合は、選定事業者を選定しないこととする。

(6) 提出書類

応募者は下記期日までに必要書類を持参し提出するものとする。なお、提出する書類、部数等については別添「様式及び記載要領」のとおりとする。

資格審査に係る提出書類

< 提出期限 >

令和3年3月5日(金)17時00分まで

< 提出先 >

8(1)に同じ

提案審査に係る提出書類

< 提出期限 >

令和3年4月14日(水)17時00分まで

< 提出先 >

8(1)に同じ

提出書類の扱い

(ア)著作権等

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって、公表等が必要と認められる範囲において、市は提案書を使用できるものと

する。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(ウ) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、館山市情報公開条例に基づき、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む）を開示する場合がある。

なお、開示に関しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、開示されることにより提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとする。

(7) 応募者の参加資格要件

応募者の構成

(ア) 応募者は、1(1) (イ)に記載する業務を実施することを予定する単独事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「グループ事業者」という。）であること。

(イ) 応募者（グループ事業者の場合には、構成する事業者）が、館山市入札参加適格者名簿に登載されていること。

なお、当該名簿に未登載の者にあつては、参加資格の確認資料等の提出に併せ、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登載に代えることができる。（審査の結果、選定事業者として本事業の実施予定者となった場合には、当該名簿への登載手続きを行うこと。）

() 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

() 印鑑証明書

() 納税証明書（国税）

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

() 納税証明書（千葉県税）

・千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

- () 市税完納証明（館山市に納税義務がある場合）
- (ウ) 応募者（グループ事業者の場合は維持管理運営業務を行う事業者）は、館山市内に事業所を有していること。
- (エ) グループ事業者の場合は以下の要件を満たすこと。
 - () グループ事業者の場合は、構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が応募手続きを行うこと。
 - () 応募にあたり、構成する事業者それぞれが、1（1）（イ）に記載する業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、1者が複数の業務を兼ねて実施することは差し支えない。
 - () 応募者を構成する事業者の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに限り、応募者を構成する事業者を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、その事情を検討の上、市が認めた場合はこの限りではない。
 - () 応募者を構成する事業者のいずれもが、他の応募者を構成する事業者でないこと。

応募者を構成する事業者に通の参加資格

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (ウ) 提案書の提出期限までの間に、館山市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (エ) 法人であること。
- (オ) 選定委員会の委員が属する企業でないこと。

設計事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、設計業務を実施する者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく建築士事務所の登録を行っている者であること。

建設工事業業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、建設工事業務を実施する者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく一般建設業の許可を受けていること。

工事監理事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、工事監理業務を実施する者は、建築士法第 23 条に基づく建築士事務所の登録を行っている者であること。

維持管理・運営事業者の参加資格要件

応募者を構成する事業者のうち、維持管理・運営業務を実施する者は、次の（ア）から（ウ）までの要件を満たしていること。

- （ア）指定期間中、円滑かつ安定的にジビエ加工処理施設を管理運営できる法人であること。
- （イ）維持管理・運営業務を実施する際において、その従事者に、食品衛生責任者資格を有している者を置き、かつ、ジビエ肉の解体処理の実績を有している者がいること。
- （ウ）狩猟免許（第 1 種銃猟及びわな猟）を有し、有害鳥獣の捕獲活動に 1 年以上従事していた者がいること。

各種設備類の保守点検などは、再委託や下請けなど、指定管理者以外の者が行うことも可能であるが、その場合は、あらかじめ市に承諾を得るものとする。

参加資格基準日

本事業に係る参加資格確認基準日は、第一次（資格）審査書類受付の日とする。

参加資格要件の喪失

単独事業者又はグループ構成事業者が、参加資格要件について、参加資格確認基準日の翌日から、市と基本協定を締結するまでの間において、当該要件を満たさなくなった場合、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

（ 8 ）募集要項等に関する質問受付及び回答

募集要項等に関する質問及び回答は以下のとおりとする。

質問の方法

募集要項等に関する質問書（別記様式 1）に質問の内容を簡潔にまとめて記載し、市に提出する。

質問受付期間

令和 3 年 2 月 15 日（月）から令和 3 年 2 月 26 日（金）17 時 00 分まで、随時受付とする。ただし、持参の場合は、開庁時間内（土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 00 分まで）とする。

提出方法

募集要項等に関する質問書（別記様式 1）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかによる提出とする。持参、郵送又は宅配便の場合は、Microsoft Word で作成した募集要項等に関する質問書が記録された電子ファイルを CD-R 等に保存して提出することとし、電子メールの場合は、当該電子ファイル（Microsoft Word）を添付して送付すること。

また、提出又は送付した場合は、電話により着信を確認すること。

質問の回答

市公式ホームページを通じて公表する。ただし、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問に関しては、当該質問者のみに回答する。

提出先

8（1）に同じ

（9）資料の閲覧

閲覧場所

館山市役所経済観光部農水産課食のまちづくり推進室

千葉県館山市北条 1 1 4 5 - 1

閲覧資料

旧収集管理センター設計図面（昭和 59 年）

合併処理浄化槽完成図書（昭和 58 年）

閲覧の手続き

上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する場合は、事前に閲覧が可能な日時を市に確認し、閲覧する日時を調整すること。なお、閲覧が可能な期間は、令和 3 年 3 月 31 日までとし、開庁時間内（土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 00 分まで）と

する。

連絡先

8(1)に同じ

(10) 現場視察

希望により事業対象施設の現地視察が可能である。希望する場合は、事前に視察が可能な日時を市に確認し、視察する日時を調整すること。なお、視察が可能な期間は令和3年3月31日までとし、開庁時間内(土日祝日を除く8時30分～17時00分まで)とする。

視察場所

館山市西長田1163-5

旧収集管理センター内の本施設を整備する場所

連絡先

8(1)に同じ

(11) 応募にあたっての留意点

費用の負担

応募に関し必要となる費用は、応募者の負担とする。

提出書類の変更の禁止

応募にあたって提出した書類の内容については、提出締切日以降の変更は認めない。

虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その応募は無効とする。

使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。通貨単位は円に限る。

なお、提案価格の算出にあたっての消費税及び地方消費税率は10%とし、事業期間中の物価変動率は見込まないものとする。

応募の辞退

応募を辞退する場合(グループの場合は代表事業者)は、「応募辞退届」(様式4)を市に提出すること。

なお、辞退した場合であっても、その後、辞退したことによる不利益は生じない。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予測されるリスクと責任分担

本事業における本施設の設計、建設、維持管理、運営等における業務遂行上の責任は原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

また、予測されるリスクと責任分担については、事業契約の締結において、市と選定事業者で協議して決定するものとする。

(2) 事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

確認の時期

(ア) 設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 建設工事時

選定事業者は建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うとともに、市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。選定事業者は市の要請に対して、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

(ウ) 工事施工完了時

市は、建設工事の完成時に、選定事業者により建設された施設等が契約に定める事項を満たしているか完成検査を行う。

(エ) 維持管理・運営時

市は、選定事業者の実施する維持管理・運営業務について、定期的に業務の実施状況を確認する。

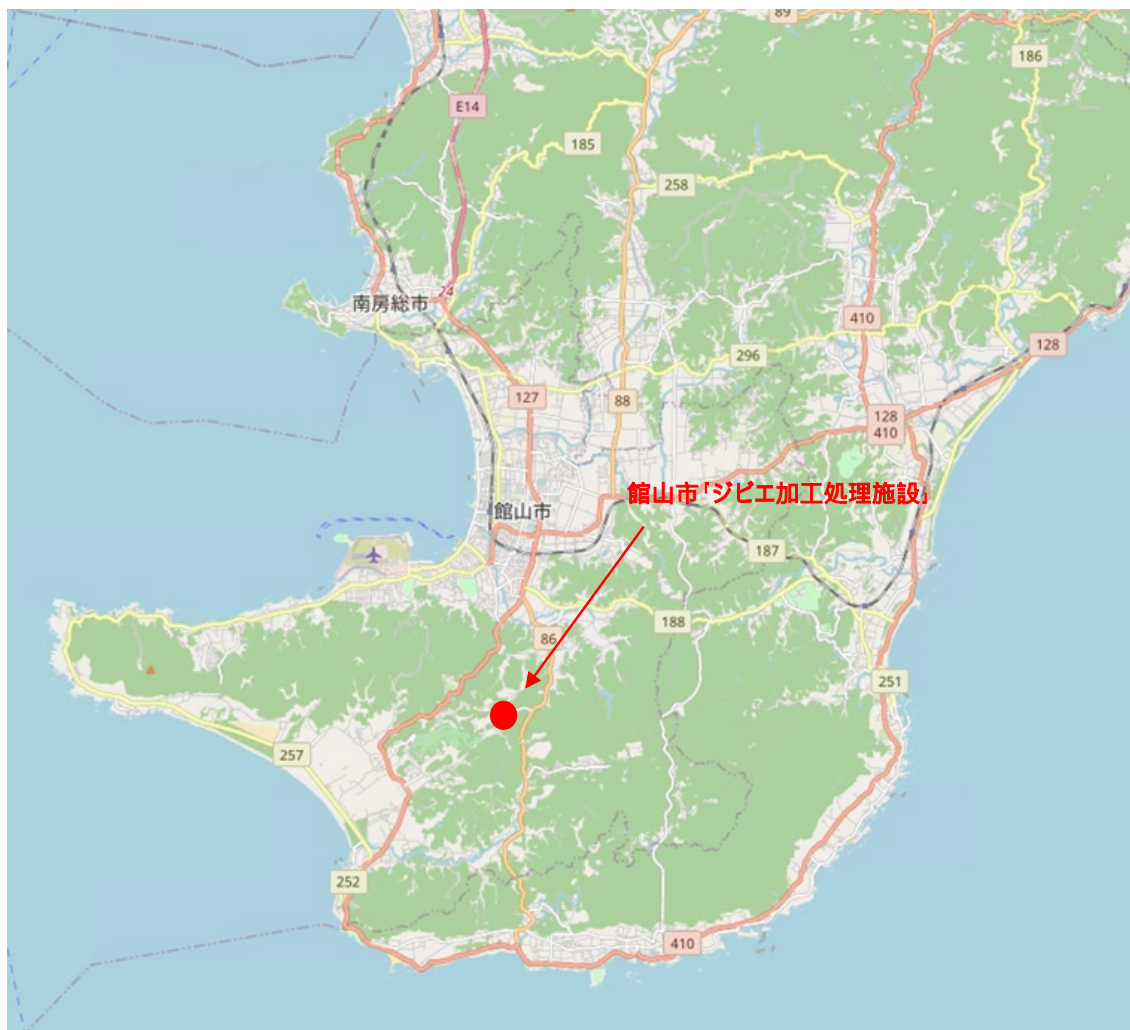
モニタリングの結果に対する対応

モニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が市の要求水準書を満たしていないと判明した場合、市は選定事業者に業務内容の改善を求めると共に、支払いの延期や支払いの減額等を行う。また、選定事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善処置を講ずるものとする。

4 事業対象施設等に関する事項

(1) 事業対象施設の概要

「ジビエ加工処理施設」整備事業 事業対象施設 案内図



©Open Street Map contributors

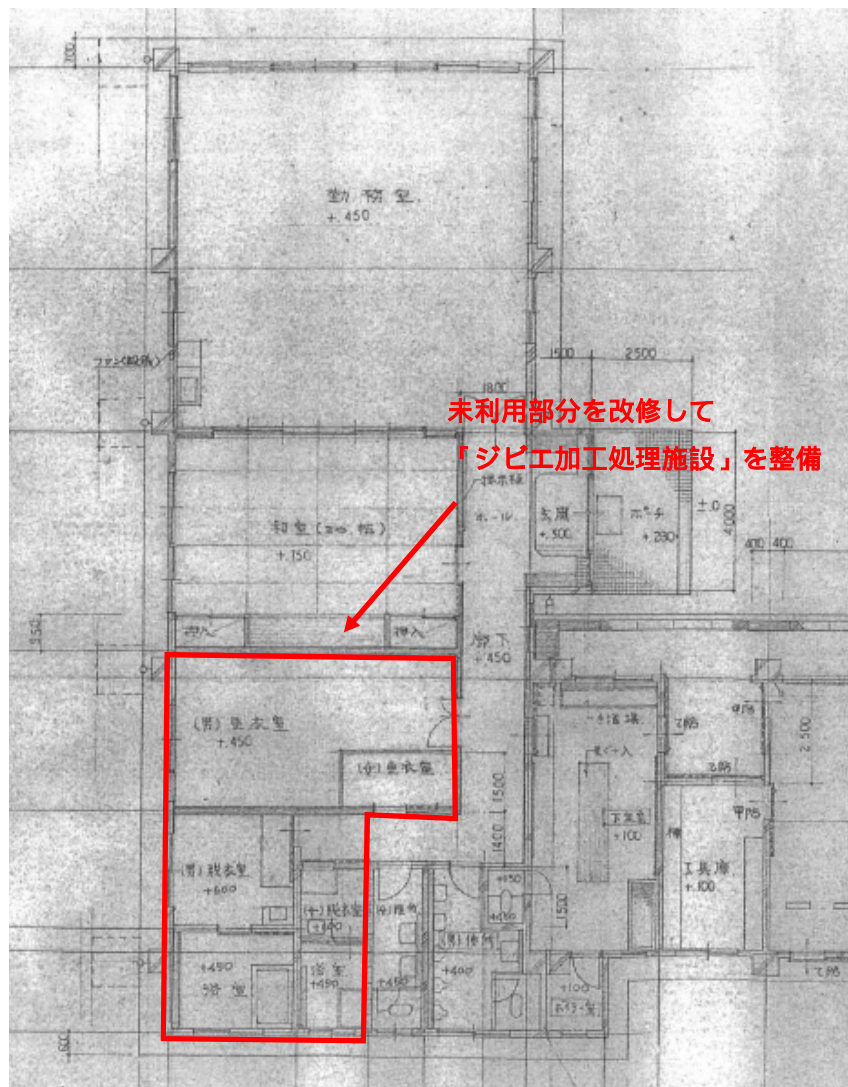
「ジビエ加工処理施設」整備事業 事業対象施設 位置図



「ジビエ加工処理施設」整備事業 事業対象施設 建屋外観



「ジビエ加工処理施設」整備事業 事業対象施設 平面図



旧収集管理センター設計図面（昭和 59 年）より

「ジビエ加工処理施設」整備事業 事業対象施設の概要

名称	旧収集管理センター
所在地	千葉県館山市西長田 1163 - 5
敷地面積	敷地全体 8,413.075 m ²
建物面積	延床面積 642.48 m ² 上記のうち建屋を改修してジビエ加工処理施設を整備するのは約 70 m ² となる
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築年月	昭和 59 年 12 月
設備等	(排水) 合併処理浄化槽 接触ばっ気方式 75 人槽 (給水) 受水槽付自動給水装置
その他	当該施設の区域は都市計画法に基づく都市施設(汚物処理場)に指定

(2) 施設整備の概要

「ジビエ加工処理施設」の整備にあたっては、千葉県食品衛生法施行条例第 3 条の別表第 3 で定める食肉処理業の施設基準に加え、「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」(平成 29 年 2 月 千葉県健康福祉部衛生指導課)を遵守し、「食肉処理業」及び「食肉販売業」の営業許可を取得するとともに、ジビエの専門的な知識やノウハウ、アイデアを生かし、衛生的かつ効率的な施設整備を行うものとする。

施設整備に関する詳細は、「要求水準書」を参照すること。

5 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的処置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所木更津支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

選定事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善策の対応方法に従う。

7 法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財務上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財務上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

8 その他

(1) 問い合わせ、書類提出窓口

館山市経済観光部農水産課 食のまちづくり推進室

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

TEL : 0470-29-5385

FAX : 0470-23-3115

E-mail : shokumachi@city.tateyama.chiba.jp